

# 令和元年度 令和新時代創造県民運動推進補助金（若者活動支援型）募集要項

## 1 趣 旨

令和新時代におけるトトリの新しい活力を創造し、一層拡充するため、新たに、令和新時代を担う若者（申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者をいう。以下同じ。）を主体とした地域づくり活動を支援する「令和新時代創造県民運動推進補助金」の交付を希望する団体を募集します。

### 【対象となる活動】

次のような事業を主体的に行うことにより地域の活性化を図る活動

- 地域資源を活かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業 など

### 【対象とならない活動】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の事業
- 県外のみで実施する事業

## 2 募集期間及び補助対象期間

下表のとおり募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。この期間までに行った活動の経費については補助の対象となりませんので、注意してください。

募集期間	補助対象となる事業期間（注）
令和元年 7月8日（月）から 8月30日（金）まで	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで

（注1）1次募集の採択状況に応じて募集を行う場合があります。

（注2）「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備、精算業務の全体を指します。一年を通じて複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備期間を目安に応募してください。

## 3 補助金の概要及び採択予定件数

対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数
交付要綱第2条の内容を目的とする、若者による新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの	15万円	10/10	5件程度

（注）同一年度内に一団体が補助金を受けられる取組みの件数は1件です。また、同一の者が同種の事業を実施するために受けることができる補助の回数は1回限りです。

### （1）補助対象経費

事業を実施する上で必要な経費とします。審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。

#### ア. 対象経費の例

項目	例
報償費	講師、アドバイザー等の謝金（団体の構成員に対する場合は、事業に主要な役割を果たす場合に限り、旅費と合わせて補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします）
旅費	講師、アドバイザー等の旅費（団体の構成員に対する場合は、事業に主要な役割を果たす場合に限り、報償費と合わせて補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします）
需用費	消耗品費 用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業（料理教室の開催等）に係る食材費
	食糧費 講師のお茶、昼食代
	燃料費 イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
	印刷製本費 参加者募集のチラシ等の作成費
役務費	光熱水費 イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等（領収書上、経常的な経費（「イ. 対象外経費の例」 aを参照）と区分が困難なものは対象外）
	通信運搬費 講師や参加者募集のための郵便料等
	広告料 参加者募集の広告費
	手数料 振込手数料、高速道路料金（利用日時、目的地、目的業務の記録を要する）
保険料 ボランティア保険料	
委託料（※）	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費
使用料及び賃借料	会場使用料、イベントのためのレンタカー代
原材料費	苗木・花苗（単に配布、販売を行う場合を除く）、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費

（注）委託料及び工事請負費については、原則として、県内事業者への発注を要件とします。県外事業者へ発注する際は理由書の提出を求めます。（その他の経費についても、県内事業者への発注に努めてください）

## イ. 対象外経費の例

- a. 経常的な経費（団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。）
- b. 個人給付的な経費（ただし、団体の構成員への委託、報償費及び旅費については、補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として認める。）
- c. 食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）
- d. 人件費
- e. 工事請負費
- f. 備品購入費
- g. その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

## (2) 対象団体の要件

ア. 鳥取県内に居住する、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中核となって構成されている団体。（法人格の有無を問わない。）

イ. 以下の者は対象外とする。

- a. 県の他の補助金、交付金等を当該補助事業のために受け入れている、又は受け入れる予定である
- b. 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
- c. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある

## (3) その他留意事項

ア. 申請者が未成年の場合、当該申請者の法定代理人による同意書（交付要綱様式第3号）を申請書に添付して提出してください。

イ. 申請者が未成年の場合、補助金は法定代理人に支払います。この場合、法定代理人は会計責任者として、申請書の「会計責任者連絡先」欄に法定代理人の連絡先を記載してください。

ただし、会計責任を学校の課外活動の顧問等が担う場合は、補助金の受領を顧問等に委任できるものとし（委任状が必要）、申請書の「会計責任者連絡先」欄に顧問等の連絡先を記載してください。

ウ. 採択された事業の概要等については、広くインターネット等で公表します。申請のあった事業については、事業名及び事業概要等を市町村に情報提供します。

エ. 補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物には、「令和新時代創造県民運動」のロゴマークを必ず表示してください。（ロゴマークは、準備が出来次第県民参画協働課のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。）

オ. 本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務及び、それに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び事業総括を行い、実績報告をするよう努めてください。

カ. 実施事業に係る効果検証や課題把握のため、事業実施団体には事業終了後にアンケートにご協力いただきます。

キ. 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。関係法令等の例については、以下を参考としてください。

### 【関係法令等の例】

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法・鳥取県旅館業法施行条例：営業許可申請等
集合住宅や民家の空き部屋等を活用し、民泊、農泊を行う	住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業を営む旨の届出等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル（食品や木屑なども含む）等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：（特別）産業廃棄物運搬業許可申請等
薬・健康器具・化粧品等一定の機能をうたった商品を製造・	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・

販売する	許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	鳥取県屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

#### 4 応募方法及び審査

##### (1) 応募に必要な書類

- ア 交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等）
- オ 構成員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び事業において果たす役割に係るもの。※生徒・学生は学  
校名及び学年、10歳から25歳までの者は年齢を併記してください。）
- カ 事業計画を立案した際の会議の記録（事業計画の立案にあたり、若者の意見をどう反映したか分かるもの。）
- キ その他申請事業の参考となる資料

##### (2) 応募書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱に基づく各様式については、県民参画協働課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、県民参画協働課または各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

##### (3) 応募書類の提出方法

「2 募集期間」に記載の募集期間内に、県民参画協働課または各総合事務所等最寄りの窓口へ提出してください。書類の提出方法は、持参、郵送及びホームページからの電子申請とします。

**※募集期間最終日の午後5時までに必着のこと。**

##### (4) 審査について

各募集期間終了後に審査会を開催し、審査員の協議により補助団体を決定します。

##### ア. 審査会の開催時期

令和元年9月中旬

##### イ. 実施方法

書類審査

##### ウ. 審査基準

「地域性」、「公益性」、「計画の実現性」、「新規・拡充性」、「地域への愛着」等の観点に重点を置いて審査します。

##### エ. その他

県の施策に連動した取組で喫緊に対応することが有効な場合、「2 募集期間、及び補助対象期間」の定めに限らず審査を行う場合があります。

#### 5 窓口・問合せ先

##### ○鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

（ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>）

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7248／ファクシミリ 0857-26-8112／電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

##### ○地域づくり推進部東部地域振興事務所 住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市立川町6丁目176

電話 0857-20-3659／ファクシミリ 0857-20-3656／電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

##### ○中部総合事務所中部振興課 住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2

電話 0858-23-3177／ファクシミリ 0858-23-3425／電子メール chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

##### ○西部総合事務所西部振興課 住所 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160

電話 0859-31-9606／ファクシミリ 0859-31-9639／電子メール seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

##### ○日野振興センター地域振興課 住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

電話 0859-72-2081／ファクシミリ 0859-72-2072／電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp